

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

*学則第 21 条（課程修了の認定）と学則第 10 条（成績評価）に定める授業科目の生成評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

*学則第 22 条（称号の授与） 前条の規定により、医療専門課程救急救命学科及び理学療法学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

2 前条の規定により、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には、専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。